

宮城県障害福祉計画（第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）の成果目標（案）

令和 5 年 1 月 1 0 日  
宮城県障害福祉課

| 項目                      |                         | 国の基本指針(目標年度：令和 8 年度) |   | 県 7 期計画            |  | 県 6 期計画                                     |  |
|-------------------------|-------------------------|----------------------|---|--------------------|--|---|--|
|                         |                         | 頁                    | 基本水準  | 設定方針               | 目標値(暫定)                                      | 目標値   | R4 実績値                                   |
| 施設入所者の地域生活への移行          | 地域生活移行者数                | 20                   | R4 末時点施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行(6 期計画未達成割合を加える)                                     | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>114</b> 人以上<br>(R4 末時点施設入所者の約 <b>6%</b> ) | 113 人                                       | 52 人                                     |
|                         | 施設入所者の削減                | 20                   | R4 末時点施設入所者数から 5%以上削減(6 期計画未達成割合を加える)   | 設定しない              | -  | 設定しない                                       | -  |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 退院後 1 年以内の地域生活日数        | 21                   | 325.3 日以上   | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | 316 日以上                                     | 303 日(H30)                               |
|                         | 精神病床における 1 年以上長期入院患者数   | 22                   | 国が示す数式により算定   | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)<br>※今後算定を行う                        | ①65 歳以上：1,767 人以下<br>②65 歳未満：739 人以下        | ①1,786 人<br>②841 人                       |
|                         | 精神病床における早期退院率           | 22                   | ①入院後 3 ヶ月：68.9%<br>②入院後 6 カ月：84.5%<br>③入院後 1 年：91.0%                          | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | ①69%以上<br>②86%以上<br>③92%以上                  | ①58.6%<br>②76.4%<br>③86.1%<br>※すべて R1 実績 |
| 地域生活支援の充実               | 地域生活支援拠点等の整備            | 22                   | ①各市町村において拠点等を整備(共同整備を含む)<br>②コーディネーター配置等により支援体制・連絡体制を構築<br>③年 1 回以上運用状況を検証・検討 | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | ①各圏域に 1 か所以上<br>②- (7 期新規)<br>③年 1 回以上検証、検討 | ①4 圏域<br>②-<br>③0 回                      |
|                         | 強度行動障害を有する者への支援体制整備     | 22                   | 各市町村又は各圏域で支援ニーズ等を把握し、支援体制を整備  | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | -<br>(7 期新規)                                | -  |
| 福祉施設から一般就労への移行等         | 一般就労移行者数                | 22                   | R3 実績の 1.28 倍以上<br>(6 期計画未達成割合を加える)   | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>642</b> 人以上<br>(R3 実績の約 <b>1.42</b> 倍)    | 527 人                                       | 482 人                                    |
|                         | 就労移行支援事業からの一般就労移行者数     | 23                   | R3 実績の 1.31 倍以上<br>(6 期計画未達成割合を加える)   | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>511</b> 人以上<br>(R3 実績の約 <b>1.37</b> 倍)    | 454 人                                       | 418 人                                    |
|                         | 就労継続支援 A 型からの一般就労移行者数   | 23                   | R3 実績の 1.29 倍以上<br>(6 期計画未達成割合を加える)   | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>82</b> 人以上<br>(R3 実績の約 <b>1.78</b> 倍)     | 29 人  | 39 人                                     |
|                         | 就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数   | 23                   | R3 実績の 1.28 倍以上<br>(6 期計画未達成割合を加える)   | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>49</b> 人以上<br>(R3 実績の約 <b>1.75</b> 倍)     | 44 人  | 20 人                                     |
|                         | 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築 | 23                   | 県等が協議会(就労支援部会)等を設けて取組を推進  | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | -<br>(7 期新規)                                | -  |
|                         | 就労定着支援事業の利用者数           | 23                   | R3 実績の 1.41 倍以上   | 基本指針に準拠<br>[市町村整合] | <b>477</b> 人以上<br>( <b>R3 実績の約 1.43 倍</b> )  | 369 人以上                                     | 387 人                                    |
|                         | 就労移行支援事業からの一般就労移行率      | 23                   | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上                           | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | -<br>(7 期新規)                                | -  |
|                         | 就労定着支援事業における就労定着率       | 23                   | 就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上  | 基本指針に準拠            | (基本水準と同様)                                    | 就労定着率 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上                   | 79.4%                                    |

[市町村整合]の項目については、基本指針に準拠することをベースにしつつ、市町村計画との整合性を図るため、市町村計画における目標値の調査結果を踏まえて県計画目標値を調整する。他の項目についても、今後の精査等により目標値の調整を行うことがある。  
6 期計画と 7 期計画とで就労定着率の定義が異なる。 6 期計画：過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合  
7 期計画：過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

| 項目                             |                          | 国の基本指針(目標年度：令和8年度) |   | 県7期計画         |  | 県6期計画                            |                                    |
|--------------------------------|--------------------------|--------------------|---|---------------|--|----------------------------------|------------------------------------|
|                                |                          | 頁                  | 基本水準  | 設定方針          | 目標値(暫定)  | 目標値                              | R4実績値                              |
| 障害児支援の提供体制の整備等                 | 児童発達支援センターの整備            | 25                 | 各市町村に1か所以上設置(圏域での設置も可)                                      | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | 各市町村に1か所以上(困難な場合は各圏域に1か所以上)      | 5圏域、19市町村                          |
|                                | 障害児の地域へのインクルージョン推進       | 25                 | すべての市町村で推進体制を構築   | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | 保育所等訪問支援事業を各市町村で利用可能             | 25市町村                              |
| 新                              | 難聴児支援のための計画策定            | 25                 | 県が計画策定  | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | －<br>(7期新規)                      | －                                  |
|                                | 難聴児支援のための中核的機能構築         | 26                 | 県(必要に応じて仙台市)が中核的機能を構築                                       | 基本指針に準拠<br>+α | 中核的機能を関係機関との連携体制強化により段階的に整備し、早期療育に向けた取組を進める<br>※R5に県が中核的機能を構築予定                              | 県で体制確保                           | 未                                  |
| 新                              | 主に重度心身障害児を支援する障害児通所支援事業所 | 26                 | ①児童発達支援事業所<br>②放課後等デイサービス事業所を各市町村に1か所以上確保(圏域での確保も可)         | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | ①②各市町村に1か所以上(困難な場合は各圏域に1か所以上)    | ①5圏域、16市町村<br>②6圏域、20市町村           |
|                                | 医療的ケア児支援センターの設置          | 26                 | 県がセンターを設置し、コーディネーターを配置                                      | 基本指針に準拠<br>+α | 県がセンター設置とコーディネーター配置を継続<br>※R4に県が設置・配置済   | －(7期新規)                          | －                                  |
| 新                              | 医療的ケア児等支援のための協議の場        | 26                 | 県及び各市町村において協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置(圏域での設置・配置も可)           | 基本指針に準拠<br>+α | 県、各圏域、各市町村に1つ協議の場を設置するとともに、コーディネーターを配置<br>※6期計画を踏襲   | ①県、各圏域、各市町村に設置<br>②県、各圏域、各市町村に配置 | ①県設置済、4圏域、24市町村<br>②県配置済、0圏域、19市町村 |
|                                | 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場    | 27                 | 県及び仙台市において協議の場を設置   | 基本指針に準拠<br>+α | 県と仙台市が連携して協議の場を共同設置<br>個別打合せや定期的な情報共有により、18歳に達した児童全員が大人にふさわしい環境へ移行できるようにする<br>※R5に協議の場を試行運用中 | －(7期新規)                          | －                                  |
| 相談支援体制の充実・強化等                  | 基幹相談支援センターの設置            | 27                 | 各市町村においてセンターを設置するとともに、各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保(共同設置を含む)   | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を各市町村又は各圏域で確保  | 29市町村                              |
|                                | 協議会における事例検討              | 27                 | 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、取組を行うための体制を確保 | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | －(7期新規)                          | －                                  |
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |                          | 27                 | 県及び各市町村で体制構築  | 基本指針に準拠       | (基本水準と同様)  | 県及び各市町村で体制確保                     | (定量的実績はなし)                         |

[市町村整合]の項目については、基本指針に準拠することをベースにしつつ、市町村計画との整合性を図るため、市町村計画における目標値の調査結果を踏まえて県計画目標値を調整する。他の項目についても、今後の精査等により目標値の調整を行うことがある。

6期計画と7期計画とで就労定着率の定義が異なる。 6期計画：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合

7期計画：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合